

資料

ドイツにおける家庭事件に関する裁判の執行

——国内および涉外事案について——

フォルカー・リップ
芳賀雅顯／訳

I はじめに

本稿の対象は、一見して思うほど、理解することが容易ではない。というのも、「家庭事件(Familienachen)」の理解は、どの法体系と関連付けるのか、また、その法体系の裁判権が「家庭事件」をどのように位置づけているのかによっても左右されるからである。

ここでは、ドイツ法に言及することから、本稿での「家庭事件」は、ドイツ家庭裁判所が家庭事件として管轄を有する手続を指すものとして理解されるべきである。⁽¹⁾このド

イツ裁判所の管轄は、一九七七年に家庭裁判所制度が導入されて以来、幾多の段階を経て拡張されてきた。この管轄は、こんにち、非常に多様な手続を広範囲にわたたり、カバーする。その対象は、争訟的民事訴訟と同じ様な争訟的手続から、婚姻および親子関係事件のような身分関係事件の手続、さらには非訟事件といった非争訟的な法的監護手続にいたるまで多岐にわたる。⁽²⁾

この手続についてドイツにおいて適用される法は、二〇〇九年九月一日の非訟事件手続法改正法(FGG-Reformgesetz)⁽³⁾を通じて、根本的に新たに改正された。

この法律は、強制執行にも適用される。

二〇〇九年九月一日の改正前は、たとえば扶養事件の場合のように、手続に民事訴訟法が適用されるときには、民事訴訟法による強制執行が定められていた。非訟事件に該当する家庭事件では、非訟事件手続法およびその他の法律は、強制執行に関しては民事訴訟法の規定をしばしば参照していた。したがって、裁判の執行 (Vollziehung gerichtlicher Entscheidung) に関する非訟事件手続法の規律 (非訟事件手続法第三三条) が、子の引渡しの執行および面会交流に関する裁判の執行 (Vollstreckung) に適用されていた。⁽⁴⁾

二〇〇九年九月一日以降は、非訟事件手続法改正法によって導入された家庭事件および非訟事件の手続に関する法律 (Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit: FamFG 訳者注、以下では家庭非訟事件手続法とする) が、家庭裁判所での手続および執行を規定する。それによって、家庭事件における領域での煩雑で不完全であった諸規定が、まとめられ、統一化され、そして一貫性のある規律がなされた。⁽⁵⁾ この法律は、ドイツで下された裁判の執行にも適用され (家庭非訟事件手続法第八六条から第九六 a 条、第二二〇条)、また、ヨーロッパ法または条約の規律

が優先しない場合における (参照、家庭非訟事件手続法第九七条)、外国裁判の承認および執行にも適用される (家庭非訟事件手続法第一〇七条から第一一〇条)。

家庭事件手続の実務上の重要性は大きい。したがって、同様に強制執行の規律もまた重要である。しかし、この点に関する学説は、おもに個別事案での適用問題に向けられたものである。法律学は、家庭非訟事件手続法の全体を、これまでほとんど扱ってこなかった。⁽⁶⁾ 強制執行については、このことがより一層妥当する。家庭非訟事件手続法の施行一〇年後に実施された評価との関係でも、執行は、わずかな注意しか向けられなかった。若干大きな学問的な関心を集めたのは、国際的な家庭事件手続法だけであった。しかし、この関心は、ヨーロッパおよび国際レベルでの多数の新たな立法とドイツにおける立法の置換えに集中し、ドイツ固有法に対する関心はわずかである。したがって、重要な問題は未解決のままである。⁽⁸⁾

本講演では、まず、家庭事件におけるドイツの裁判の執行を扱う (II)。そして、外国裁判所の裁判に焦点を当てて、ドイツにおける承認および執行の要件について説明する (III)。最後に、現在問題となっている二つの問題に触れる (IV)。

II 家庭事件におけるドイツの裁判の執行

1 基本構造

ドイツの家庭事件手続法は、争訟手続と、非訟事件という非争訟手続とを基本的に区別することで、これまで特徴づけられている。この区別は、強制執行の法的規律にも影響を及ぼしている。⁽⁹⁾

争訟手続に該当するのは、婚姻事件ならびに扶養・夫婦財産および特定の家族関連請求権に関するいわゆる家庭争訟事件である（参照、家庭非訟事件手続法第一一条、第一一二条）。これらの手続は、その対象が民事訴訟に近いことから、家庭非訟事件手続法は、これらについては原則として民事訴訟法を参照している（家庭非訟事件手続法第一一二条から第一一九条）。家庭裁判所における婚姻に関する地位の裁判は、形成ないしは確認の裁判として執行を要しないが、その他の婚姻事件については、執行は明文で排除されている（家庭非訟事件手続法一二〇条三項⁽¹⁰⁾）。したがって、強制執行は、家庭争訟事件についてのみ生じる。この点について、家庭非訟事件手続法は、同様に、民事訴訟法典中の強制執行を参照し、若干の特則のみを規定する

（家庭非訟事件手続法第一二〇条第一項および第二項）。非訟事件という非争訟手続については、これとは法状況は異なる。ここでは、家庭非訟事件手続法は、執行についてさらに区別をしている。

人の引渡しおよび面会交流の規律に関する裁判は、専ら家庭非訟事件手続法の規定に従って執行がなされる。この裁判には、家庭非訟事件手続法の一般的な執行法上の規定（家庭非訟事件手続法第八六条、第八七条）だけでなく、人の引渡しおよび面会交流の執行に関する同法の特則（家庭非訟事件手続法第八八条から第九五条）が適用されなければならない。

その他の裁判について、家庭非訟事件手続法は、争訟事件の場合と同様に原則として民事訴訟法典中の強制執行を参照する（家庭非訟事件手続法第九五条第一項）。したがって、執行については、執行方法に応じて、金銭債権、物の引渡し、作為、受忍または不作為および意思表示「の擬制」の執行に区別されなければならない。しかし、非訟事件という非争訟手続での執行では、このように民事訴訟法を参照することは、争訟事件における執行と比較すると、著しく制限されている。すなわち、家庭非訟事件手続法は、この点について若干の特則（家庭非訟事件手続法第九五条

第二項から第四項、および、同法第五三条、第二〇九条第三項、第二一四条第二項、第二一六条)を有するだけではなく、家庭非訟事件手続法の一般的な執行法上の規律に服する(家庭非訟事件手続法第九五条第一項による同法八六条および第八七条)。

補充的に指摘されるべき点としては、仮の命令に関する執行については、その他の特則が適用されること(家庭非訟事件手続法第九九条第二項、第五三條)、および、手続を開始する中間裁判は強制的な方法をとらな⁽¹¹⁾って実現されることである(家庭非訟事件手続法三五条)。

このような区別、そして、それに伴う家庭非訟事件手続法の範囲内で民事訴訟法が参照されることは、容易には浸透してはいない。そのため、立法者は、家庭非訟事件手続法の施行直後には、新法の使い勝手の良さが約束されていたにもかかわらず反故にされたとの厳しい批判にさらされた⁽¹²⁾。

これに対しては、このような区別は家庭事件における執行に際して多様な手続対象(Verfahrensgegenstände)と問題状況を考慮しているという⁽¹³⁾ことを想起しなければならぬ。したがって、この区別は、最終的にはその本質において正当化されるのであり、家庭非訟事件手続法の理念に

ついて単なる立法技術の良し悪しに関する問題というわけではない。

この間、明らかに実務は新たなシステムに適用してきた。家庭非訟事件手続法の評価に関する実務家へのアンケートに際して、ほとんどの実務家は、おおむね満足していると回答している⁽¹³⁾。

2 家庭事件における執行

扶養および夫婦財産ならびに特定の家庭関係の請求権に関する裁判は、民事訴訟法の規定に従い家庭争訟事件(参照、家庭非訟事件手続法第一一条、第一二二条)として執行がなされる(家庭非訟事件手続法第一二〇条第一項による民事訴訟法第七〇四条以下)。それによると、裁判は、執行文が付与されて送達がなされること⁽¹⁴⁾によって執行可能となる(民事訴訟法第七〇四条、第七二五条、第七五〇条)。その後の執行「手続」および法的救済もまた、民事訴訟法に従う。

したがって、執行方法は、執行されるべき請求権の内容に応じて区別されなければならない。すなわち、民事訴訟法は、金銭債権(民事訴訟法第八〇二a条から第八八二h条)、物の引渡し(民事訴訟法第八八三条から第八八六条)、

作為（民事訴訟法第八七条、第八八条）、受忍または不作為の強制（民事訴訟法第八〇条）および意思表示の「擬制」（民事訴訟法第八九条）の執行を区別している。そして、金銭債権の執行に際しては、いかなる財産対象に對して執行がなされるべきかに応じて、さらに区別がなされている。⁽¹⁵⁾

民事訴訟法は、通常、執行については受訴裁判所ではなく、他の機関すなわち、執行官、執行裁判所および土地登記庁が管轄を有するので、家庭事件における執行についてもまた、強制執行の方式性の原則が妥当する。⁽¹⁶⁾ すなわち、執行の根拠は名義 (Titel) であり、執行機関は債務者の実体法上の義務「の有無」を審査することなく、執行の手続法上の（方式に関する）要件のみを審査する。

しかし、裁判がいつ執行可能となるのかについては、民事訴訟法とは異なって定められている。民事訴訟法によれば、確定した終局判決 (Endurteil) のみが法律に基づいて執行可能である。裁判所は、その他のすべての判決 (Urteil) に対して仮執行宣言を下さなければならぬが、それは通常は担保の提供にかからしめられている（参照、民事訴訟法第七〇四条、第七〇八条以下）。これに對して、家庭非訟事件手続法は、裁判所による裁判の執行力につい

て独自のメカニズムを定めている。家庭争訟事件においては、裁判が効力を有したときに、その裁判は執行可能である（家庭非訟事件手続法第一二〇条第二項第一文）。裁判が効力を有するのは、既判力 (Rechtskraft) が発生した時点または裁判所が即時に効力を有すると命じた時点である（家庭非訟事件手続法第一一六条第二項第一文）。通常、扶養料の支払を命ずる裁判が下された場合は、そのようにしなければならぬ（家庭非訟事件手続法第一一六条第三項は、*„sofern“* とのべる）。さらに、裁判所は、債権者の強制執行をする利益と債務者を保護する利益とを衡量しなければならぬ。⁽¹⁷⁾ 債権者による担保提供は、ここでは法律によって定められておらず、したがって、裁判所もこれを命じることは許されぬ。⁽¹⁸⁾ もっとも、裁判所は、申立てに基づき、債務者を保護するために、確定前に執行を中止したり、または制限することができる（家庭非訟事件手続法第一二〇条第二項二文および第三文）。

3 人の引渡しに関する裁判の執行と面会交流の規律

人の引渡しに関する裁判および面会交流の規律は、専ら家庭非訟事件手続法に従って執行される（家庭非訟事件手続法第八六条、第八七条および第八八条から九五条）。

管轄を有するのは、当該人物（子）が常居所を有する地区の家庭裁判所である。これは、通常は裁判を言渡し、当該裁判の変更（家庭非訟事件手続法第一六六条）や、あつせん手続（家庭非訟事件手続法第一六五条）について管轄を有する裁判所を意味する（参照、家庭非訟事件手続法第一五二条第一項および第二項）。この裁判所は、名義ないし裁判から明らかでなくとも、裁判手続から得た知識をも強制執行において考慮することが可能であるし、また、そうすることが許されなければならない。このことから、結果として、この裁判の執行に関して強制執行の方式性は、明らかに後退している。

a 執行の根拠

執行の根拠は、名義（Title）である。⁽²⁰⁾ 家庭非訟事件手続法第八六条および第八七条の一般的な執行規定は、非訟事件について、どのような名義が執行可能なのかを規定している。人の引渡しおよび面会交流の規律は、関係人の自由な処分に服するものではない（家庭非訟事件手続法第八六条第一項第三号）⁽²¹⁾。したがって、これらは、裁判所の決定または裁判所が認可した和解に基づいてのみ、執行が可能である（家庭非訟事件手続法第八六条第一項第一号および

び第二号）。

名義は、執行可能な内容を有していなければならない。したがって、裁判所の決定が一方の親に単独親権を委ねる場合には、これを満たさない（民法第一六七一条）。たしかに、裁判所の権利形成的裁判によって親は単独親権を有し、それに基づいて子の引渡しを求めることができる（民法第一六三二条第一項）。しかし、親権の決定「そのもの」は、子を単独親権者に引渡すという、特定人の義務をも定めるものではない。裁判所は、さらに独自に裁判しなければならぬ。⁽²²⁾ したがって、この裁判のみが執行可能である。

この名義が執行可能となるためには、さらに内容上十分に特定されていなければならない。これは、とくに面会交流のルールについて、實際上重要である。決定または裁判所によって認証された面会交流をめぐる和解が、面会の方法、場所および時間を定めていることが求められる。これによって、面会に際しての関係人の義務が具体化され、確定されることになる。それ以外のルール、たとえば、子を引取るためのルールといったことは、もちろん取り決めることは可能であるが、名義が執行可能となるための要件ではない。⁽²³⁾ したがって、そのようなルールは、必要に応じて、執行手続においてなされる。

決定は、効力が生じることによって、執行可能となる（家庭非訟事件手続法第八六条第二項）。このことは、家庭非訟事件手続法第四〇条第一項による告知を前提とする。

しかし、執行は、決定の正式な送達がなされることによって、はじめて開始することができる（家庭非訟事件手続法第八七条第二項）。民事訴訟法におけるのとは異なり、執行文は、通常は必要とされないが、執行が別の裁判所によって実施される場合には必要となる（家庭非訟事件手続法第八七条第三項）。

b 執行手続

人の引渡しに関する名義または面会交流が執行される場合、たとえば、面会の具体的な実施について、多くの場合、さらに調査をしたり追加的な裁判を要する。このことから、常居所の家庭裁判所が執行について管轄を有し、そして、その際には少年局が支援をするわけである（家庭非訟事件手続法第八八条第一項および第二項）。

人の引渡しの名義および面会交流の執行は、可及的速やかかつ効果的に実施されるべきである。それゆえ、親子関係事件手続における優先性および迅速性の要求は、人の引渡しに関する名義および面会交流執行についても妥当する

（家庭非訟事件手続法第八八条第三項）。たしかに、納得のいく合意に達することが求められるが、このことが執行を遅延させるために用いられることは許されない。あつせん手続（Vermittlungsverfahren）において和解が試みられ、または、試みられる可能性がある場合に、これによって執行が妨げられることはない（家庭非訟事件手続法第九二条第三項）。

また、迅速性および効率性の観点から、民事訴訟法の強制手段（強制金および強制担保）が、家庭非訟事件手続法では秩序措置（秩序金および秩序拘禁）に置き換えられた（家庭非訟事件手続法第八九条）。秩序金および秩序拘禁は、名義の実現に資するだけでなく、名義に包含されている義務の違反に対して制裁を科している。したがって、これらは、たとえば、すでに一定の行為をなす時期を徒過している場合に、さらに定めることができる。⁽²⁴⁾ また、両者は、必ずしも別個独立に命ぜられる必要はない。むしろ、裁判所は、すでにその決定において、名義に違反した場合の効果⁽²⁵⁾を指摘しなければならぬ（家庭非訟事件手続法第八九条第二項）。

執行に際しても、国家による強制力の発動は、相当性の原則に拘束されている。したがって、直接強制は、最終的

な手段としてのみ命じることができる（家庭非訟事件手続法第九〇条第一項および第二項第二文）⁽²⁶⁾。

子の引渡しまたは面会交流に関する場合、国家は子の福祉を考慮し守らなければならない（基本法第六条第二項）。したがって、子に対する直接強制は、面会交流の執行に際しては一般的に排除され（家庭非訟事件手続法第九〇条第二項第一文）、また、引渡執行に際しては、強制力の行使が子の福祉に反する可能性があるか否かを個別事案ごとに検討しなければならない（家庭非訟事件手続法第九〇条第二項第二文）。

4 非訟事件のその他の家庭事件における執行

非訟事件のその他の家庭事件における執行については、原則として、民事訴訟法における執行法「の規定」（家庭非訟事件手続法第九五条第一項）およびその構造に関する諸原則が適用される⁽²⁷⁾。

a 執行の根拠

もつとも、非訟事件のその他の家庭事件における執行では、家庭非訟事件手続法の総則的な執行法に関するルールが適用される（家庭非訟事件手続法第九五条第一項による

同法第八六条および第八七条）。このことは、まず、執行の根拠としての名義に妥当する。裁判所が下した決定および裁判所が認可した和解のほかに、関係人が手続の対象を任意処分できる場合には、民事訴訟法第七九四条に掲げられた名義が、執行の根拠として考慮される（家庭非訟事件手続法第八六条第一項）。これには、たとえば、婚姻住居ないし家事に関する、裁判上の和解または執行証書が含まれる⁽²⁸⁾。

また、決定の執行力は、家庭非訟事件手続法の理念に従い、そのため、決定の有効性に従う（家庭非訟事件手続法第八六条第二項）。家庭争訟事件とは異なり、非訟事件における家庭事件の決定は、原則として告知によって効力が生じる（家庭非訟事件手続法第四〇条第一項）。しかし、裁判所は、申立に基づき、債務者を保護するために、金銭債権に基づく名義の執行を、確定前に排除することができる（家庭非訟事件手続法第九五条第三項第一文および第二文）。また、家庭非訟事件手続法は、婚姻住居および家事に関する事件ならびに暴力からの保護に関する事件についても特則を設けている。この場合、裁判は、裁判所が即時に効力を有することを命じない限りは、確定によって効力が生じる（家庭非訟事件手続法第二〇九条第二項および第

三項、同法二一六条第一項)。もつとも、たいていは、この手続において仮の命令が下され、その仮の命令では告知によって効力が生じ、それによって執行が可能になるとされるが、裁判所がさらにそれよりも早い時期に執行を許可することもある(参照、家庭非訟事件手続法第五三条第二項)⁽³⁰⁾。

執行文は、裁判を言い渡した家庭裁判所が執行裁判所であるときは不要である(家庭非訟事件手続法第八六条第三項)。もちろん、これは作為(民事訴訟法第八七条、第八八八条)、または、受忍もしくは不作為(民事訴訟法第八九〇条)を強制する場合にのみ妥当する。金銭債権に基づくまたは物の引渡しを求める執行は、執行官または執行裁判所の責任においてなされるので、この場合は執行文が必要になる⁽³¹⁾。この場合、別の機関が執行の管轄を有するので、強制執行の方式性の原則が無制限に妥当する。

民事訴訟法におけるのと同様に、強制執行は、送達がなされることによってはじめて開始する(家庭非訟事件手続法第八七条第二項)。

b 執行手続

家庭非訟事件手続法第九五条第一項が民事訴訟法を参照

していることから、執行方法は、名義の内容に応じることになる。すなわち、金銭債権に基づく執行は民事訴訟法第八〇二a条から第八八二b条、物の引渡しは民事訴訟法第八八三条から第八八六条、作為は民事訴訟法第八七条、第八八八条、受忍または不作為の強制は民事訴訟法第八九〇条、および、意思表示「の擬制」は民事訴訟法第八九四条による。

しかし、民事訴訟法の規律は、家庭非訟事件手続法における特則によって修正されている。これには、一方では、親子関係の調査のためのサンプルを採取することを受忍する場合がある(民法一五九八a条)。この種の名義は、サンプル採取の方法が義務者に期待できない場合には、執行することができない(家庭非訟事件手続法第九六a条第一項)。しかし、サンプル採取の拒否が正当化できない場合、最終的には、直接強制も検討される(家庭非訟事件手続法第九六a条第二項)。

他方で、家庭非訟事件手続法第九六条は、婚姻同居および暴力からの保護に関する事件について特則を定めている。

Ⅲ 家庭事件における外国裁判の執行

1 基本構造

家庭事件における外国の裁判は、それが承認される場合には、ドイツに法的効果を拡張する。外国の裁判をドイツで執行すべきときは、承認だけでは不十分である。外国の裁判は、ドイツの執行法体系に移行され、組み込まれなければならず、それは、たとえば、執行許可手続 (Exequaturverfahren) または機能的にそれと同等の手続を通じて、外国裁判を、*„帰化 Nostrifikation“*、させ、ドイツにおいて外国裁判の執行力を創出することでなされる。⁽³²⁾

外国裁判の承認および執行は、まさしく家庭事件の領域では、長年にわたって、ハーグ国際私法会議やヨーロッパ連合において国際的調和の対象として議論されてきた。外国裁判が、EU 構成国または国際条約の締約国で下されたものであるときは、EU 法ないしは条約法が優先し、それに関係するドイツの実施法がこれを補充する。これに対して、家庭非訟事件手続法におけるドイツ固有法の規律 (家庭非訟事件手続法第一〇七条から第一一〇条) は、原則として劣後的に適用され、このことは家庭非訟事件手続法第

九七条が宣言的に示している。⁽³³⁾ しかし、ヨーロッパ法および国際的ルールは、「国家間の」裁判の自由な移動 (*Freizügigkeit*) を困難にするのではなく、むしろ容易にすることを意図している。したがって、承認に際しては、有利性の原則が適用される。それゆえ、具体的事案において疑わしいときは、承認に有利な枠組みが用いられる。⁽³⁴⁾

さらに、国際的な法的手段は、それぞれ特定のタイプの家庭事件のみを扱っており、また、多数に及ぶため、本報告では、まず補充的に適用されるドイツ固有法を説明し、国際的な法的手段については概要を述べることにとどめる。

2 ドイツ固有法

ここで基礎におかれている (ドイツ法上の) 意味における、⁽³⁵⁾ 家庭事件の外国裁判は、ドイツでは家庭非訟事件手続法第一〇七条から第一〇九条に従い承認され、同法一一〇条に従いドイツで執行が可能である。

a 承認

承認については、二つの体系が予定されている。婚姻事件の外国裁判は、かならず、強制的承認手続を経なければならぬ (家庭非訟事件手続法第一〇七条)。一八歳未満

の子の養子に関する外国裁判も同様である（家庭非訟事件手続法第一〇八条第一項、外国法による養子縁組に関する法律 AdWirkG 第一条第二項）。その他のすべての外国裁判は、法律に基づいて承認されるが、その際には、必要に応じて承認手続が実施される（家庭非訟事件手続法第一〇八条）。

外国裁判の承認に関する実質的要件は、これら二つのおのづれについても、家庭非訟事件手続法第一〇九条から明らかになる。承認拒否事由を規定している法律の規定から明らかかなように、承認が原則であり、不承認が例外である⁽³⁶⁾。

その際、本案の再審査は、一般的に排除されている（家庭非訟事件手続法第一〇九条第五項）。

承認の要件は、第一に、外国裁判所の裁判であることである。外国裁判は、裁判を行った国の法に従ってその効力を拡張するが、形式的に確定している必要はない。第一〇条第三項第二文は、執行可能性についてのみ形式的確定を要求している⁽³⁷⁾。反対に、既判力は承認の条件ではないということが導かれる⁽³⁸⁾。

承認拒否事由が存在する場合には、承認は認められない。これらの事由は、家庭非訟事件手続法第一〇九条において網羅的に掲げられている⁽³⁹⁾。

外国裁判所が、ドイツ法の観点から国際裁判管轄を有していなかったとき（承認管轄の不存在）、家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第一号、婚姻および生活パートナーシップ事件については家庭非訟事件手続法第一〇九条第二項および第三項による修正がなされている

手続開始時に関係者の法的審問が無視されたとき、家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第二号

外国裁判所が、内国訴訟係属を無視したとき、家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第三号

外国の裁判が、ドイツの裁判またはドイツで承認されるべき先行する外国裁判と抵触するとき、家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第三号

外国裁判がドイツの公序に反するとき、家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第四号

さらに、家庭争訟事件および特定のその他の家庭事件については、裁判国と相互保証を有しない場合、すなわち、当該国がドイツで下された同種の裁判を承認しない場合に

は、承認が拒否される⁽⁴⁰⁾。これは、原則として、個別事案ごとに確定されなければならない。これにくわえて、扶養をめぐる裁判については、相互保証は、連邦司法省も正式に確定することがある(外国扶養法 A U G 第一条第一文第三号および第二文⁽⁴¹⁾)。

一八歳未満の子の養子に関する外国裁判については、外国法による養子縁組に関する法律が、補充規定を有している(参照、外国法による養子縁組に関する法律第四条および第七条⁽⁴³⁾)。外国の扶養裁判は、その国が相互保証を有することが正式に確定している場合は、まず、外国扶養法が適用される(参照、外国扶養法第一条第一文第三号)。

b 執行

かならずしもすべての家庭事件の裁判 (Entscheidung) が、執行可能な内容を有しているわけではない。外国離婚判決 (Scheidungsurteile) およびその他の形成判決 (Gestaltungsurteile) または確認判決 (Feststellungsurteile) は、承認されることとその効力が拡張される⁽⁴⁴⁾。

外国裁判が執行可能な内容を有し、かつ、ドイツで執行されるべきときは、いずれにしてもその裁判の承認が前

提となる(家庭非訟事件手続法第一一〇条第一項)。さらに、外国裁判が家庭非訟事件手続法第九五条第一項という義務を言い渡す場合には、法律は執行宣言 (Exequatur) を要求している(家庭非訟事件手続法第一一〇条第二項)。そこから反対に、それ以外の場合には必要ではないことが導かれる⁽⁴⁵⁾。

したがって、外国裁判が非訟事件のその他の家庭事件でドイツにおいて執行されるべきときには、そのような裁判の執行はすべて家庭非訟事件手続法第九五条に従って裁判がなされるので、執行宣言が必要である⁽⁴⁶⁾。

しかし、家庭争訟事件の裁判もまた執行可能であると宣言されなければならないのかどうかは、法律から直ちに導き出せるわけではない。なぜならば、家庭争訟事件の裁判が執行力を有する場合、確かに家庭非訟事件手続法第九五条第一項にいう義務を有するものの、その執行は同条によるのではなく、家庭非訟事件手続法第一二〇条に定められているからである。そこで、この裁判を家庭非訟事件手続法第一一〇条第二項から除外すると、たとえば、外国の扶養裁判については、執行宣言は不要となる。しかし、立法者は、明らかにこれと異なる立場である⁽⁴⁷⁾。また、外国扶養法第六四条第一項第一文は、相互保証を有することが連邦

司法省によって正式に確定している「国の」扶養名義について、家庭非訟事件手続法第一一〇条第二項によることを明示している。したがって、家庭争訟事件に関する外国裁判もまた、その内容に応じて判断されなければならない。

外国裁判が家庭非訟事件手続法第九五条第一項という類の義務を有する場合、その裁判は執行可能であると宣言されなければならない。したがって、結論として、とくに子の引渡しに関する裁判および面会交流の裁判は、執行宣言を要することなく執行が可能である。⁽⁴⁸⁾

そして、上述のように、実際の執行は、家庭非訟事件手続法の執行ルールに従って定まる。

3 ヨーロッパ法および国際条約⁽⁴⁹⁾

a ヨーロッパ法

ドイツ固有法に優先するのは、まず、ヨーロッパ連合の法、いわゆるEU法である。ヨーロッパ連合の複数の規則が、とくに、ある構成国が下した家庭事件に関する裁判の他の構成国における承認および執行を定めている。これらの規則は、すべてのEU構成国に対して直接適用される法であるが（EU機能条約第二八八条第二項⁽⁵⁰⁾）、ある構成国が例外的に除外されている場合はこの限りではない。⁽⁵¹⁾

そこで、婚姻および親子関係事件の承認および——裁判が執行可能な内容を有する場合の——執行は、EU域内では、ブリュッセル（II b）規則に従って定まる（同規則第三〇条以下）。夫婦財産事件の裁判については、ヨーロッパ夫婦財産規則（EuFamGüVO）⁽⁵³⁾ なしヨーロッパ登録パートナーシップ規則（EuPartGüVO）⁽⁵⁴⁾（規則第三六条以下）、

暴力保護事件における保護措置についてはヨーロッパ保護規則（EU-Schutzmaßnahmen-VO）⁽⁵⁵⁾（同規則第四条以下）および扶養の名義についてはヨーロッパ扶養規則（EuUnVO）⁽⁵⁶⁾（同規則第一六条以下）である。

まず、これらのヨーロッパ法上の手段は、関係する規則（法律上 *ex lege*）を通じて直接的に外国裁判が承認されるという点に特徴がある。執行力もまた、多くの場合、法律上、すべての構成国に拡張される。さらに、諸規則は、ドイツ固有法と比較すると、部分的に明らかに承認拒否事由を制限している。⁽⁵⁷⁾

b 条約法

外国で下された家庭事件の裁判は、場合によっては、関係する国際条約によってドイツで承認・執行がなされることがある。この点については、二国間条約のほかに、子の

保護に関するハーグ条約 (KSU)⁽⁵⁸⁾ (同条約二三条以下)、未成年者の養子に関するハーグ条約 (HADoptU)⁽⁵⁹⁾ (ハーグ国際養子縁組条約第二三条以下)、そして、扶養に関する複数の条約 (二〇〇七年ハーグ国際扶養条約⁽⁶⁰⁾、一九七三年ハーグ国際扶養条約および一九五八年ハーグ国際扶養条約⁽⁶²⁾) が考慮される。さらに、ノルウェー、スイスおよびアイスランドで下された扶養名義については、これらの国が EU と締結した、二〇〇七年ルガノ条約が適用される⁽⁶³⁾。これらの条約も、外国裁判の「国家間における」自由な移動を容易にすることを目的として、外国裁判の承認および執行を定めている。しかし、ヨーロッパ法の規律と対比すると、これらの条約は、それほど「承認・執行の」簡易化には踏み込んでいない。⁽⁶⁴⁾

c ドイツの実施法

ヨーロッパ法の規則は、EU法に基づき、ドイツにおいても直接適用されるが (機能条約第二八条第二項)、国際条約は、ドイツの批准法 (Ratifikationsgesetz) によって、ドイツ法に組み込まれる。いかなる要件の下で外国の裁判およびその他の名義がドイツにおいて承認され、そして執行されるのかは、実施法が定めている。ドイツの実施

法、すなわち、国際家庭事件手続法 (IntFamRVG)⁽⁶⁵⁾、外国法による養子縁組の効力に関する法律 (AdWVG) および外国扶養法 (AUG) は、補充規定を有している。外国の名義が執行力を有し、かつ、ドイツで執行されるべきときは、実際の執行は、上述の家庭非訟事件手続法の執行規定に従う。

IV 個別問題

最後に、現在問題となっている二つの領域について、詳しく述べる。

1 私的離婚 (Privatscheidung)

外国でなされた離婚は、ドイツにも権利形成的効果 (rechtsgestaltende Wirkung) が拡張されるのか、すなわち承認されるべきか否かという問題が重要である。⁽⁶⁶⁾

a ドイツ固有法

ドイツ固有法 (家庭非訟事件手続法第一〇七条) によると、婚姻が「裁判」を通じて解消した場合に、外国の離婚は承認される。⁽⁶⁷⁾

裁判所または国家の官署が、婚姻そのものを解消し、または法律行為による私的離婚に創設的に関与していた場合は、このことはまさしく当てはまる。この場合、婚姻解消について、外国裁判所または外国官署による創設的 (Konstitutiv) な判断という法的効果が問題となる。どのような効果がドイツにおいてその判断に認められるのかは、家庭非訟事件手続法第一〇七条に基づく手続において審査され、対世効を伴って (mit Wirkung erga omnes) 判断される。婚姻を解消する外国の裁判は創設的であるので、家庭非訟事件手続法第一〇九条の基準により判断される。

したがって、最終的には、この外国裁判は手続的「アプローチによる」承認が問題となる。⁽⁶⁸⁾

もつとも、外国裁判所または外国官署が、公証的にまたは登録上関与するにすぎない場合、その関与はたんに宣言的なものにすぎない。しかし、このような国家の関与がなされると、その婚姻解消の法的効果は、同様に家庭非訟事件手続法第一〇七条による手続において審査され、対世効を伴って承認することができる。⁽⁶⁹⁾ だが、その効力はドイツでは法律行為に基づく離婚が有効であることにのみからしめられるため、ドイツ法の観点から適用すべき離婚の準拠実体法、すなわち、ドイツの抵触法に従って確定される

べき離婚の準拠法に従って審査される。⁽⁷⁰⁾ このことは、たとえば、戸籍への記載に際して日本の戸籍を扱う官署によって形式的にのみ審査がなされる、日本法による協議離婚についても妥当するものである。⁽⁷¹⁾

そのような裁判所または官署の関与がない私的離婚は、対世効を伴う家庭非訟事件手続法第一〇七条による手続では承認されない。その効力は、ドイツでは個々の事案に応じて関係する離婚の準拠法にしたがって判断される。⁽⁷²⁾

b ヨーロッパ法

私的離婚がEU域内で承認されるべきか否かは、長い間争われてきた。ヨーロッパ司法裁判所は、二〇一七年に、つぎのような判決を下した。すなわち、当時まだ適用されていたブリュッセル (II a) 規則は、国家裁判所もしくは国家の官署またはその管理の下で下された「裁判」による離婚のみを対象とするものであった。⁽⁷³⁾ 私見によれば、「このヨーロッパ司法裁判所判決は」裁判所または官署が離婚に創設的に関与しているかどうかという、家庭非訟事件手続法第一〇七条、第一〇九条に基づき手続的に承認するドイツ法の基準との類似性が明確に認識できるものである。この問題は必ずしも容易に回答できるものではない

め、イタリアにおける私的離婚に際しての戸籍吏の関与に
関する、その後のヨーロッパ司法裁判所判決を示すことに
する。⁽⁷⁶⁾この事件での戸籍吏は協議離婚を認証しただけでな
く、合意が法律が定める要件を充足していたか否かをも内
容的に審査していたことから、ヨーロッパ司法裁判所は、
ブリュッセル(II a)規則に従って承認されるべき裁判で
あると判断した。

ブリュッセル(II b)規則は、二〇二二年一月一日から
適用されているが(同規則第一〇〇条、第一〇五条)、裁
判の承認に際して、前述のヨーロッパ司法裁判所の立場に
従っている。⁽⁷⁶⁾さらに、同規則は、いまや離婚合意
(Scheidungsvereinbarung)の承認を明示的に定めている
(ブリュッセル(II b)規則第六四条以下)⁽⁷⁷⁾。要件となるの
は、私的離婚がブリュッセル(II b)規則により離婚の国
際裁判管轄を有している構成国で登録がなされたこと、お
よび私的離婚が当該構成国において有効であることである
(ブリュッセル(II b)規則第六五条第一項)。これは、登
録地法に従う。私的離婚が登録地国で有効であり登録がな
され、かつ、登録地国が相応の認証を付与した場合(ブリ
ュッセル(II b)規則第六六条)、ブリュッセル(II b)
規則第六八条第一項の定める承認拒否事由が存在しない限

り、私的離婚は他のすべての構成国に効力を拡張する。他
の構成国の抵触法やこれに基づく離婚の準拠法は問題とは
ならない。

2 面会交流の合意

両親が別れた後の子との面会交流に関する合意は、実務
上非常に重要である。ドイツ国内では、面会交流の合意は、
和解の方式でなされ、かつ、家庭裁判所が認証した場合に
は、執行が可能である(家庭非訟事件手続法第八六条第一
項第三号)⁽⁷⁸⁾。その場合、執行は、子の常居所がある家庭裁
判所が行う。外国に在住する両親が面会交流の合意をした
場合に、その外国の合意をドイツで執行すべきときには、
面会交流の合意がEU構成国においてなされたのか(後述
b)、それとも第三国でなされたのか(後述 a)が問題と
なる。

a ドイツ固有法

外国の面会交流ルールは、それが裁判所または官署によ
って「裁判」でなされた場合には、ドイツでは家庭非訟事
件手続法第一〇八条第一項、第一〇九条に従い法律に基づ
き手続的に承認され、また、家庭非訟事件手続法第一〇

条に従い同様に法律に基づき執行が可能となる。⁽⁷⁹⁾

したがって、両親によって外国でなされた私的な面会交流の合意は、たとえその国では執行が可能であるとしても、「ドイツで執行するには」不十分である。重要であるのは、外国裁判所または外国官署が合意を内容に関して審査し認証したことであり、この創設的な判断のみがドイツにおいて承認され、そして執行されるのである。⁽⁸⁰⁾この点に関して要求されるのは、とくに、外国裁判所ないし官署が、ドイツ法の観点から国際裁判管轄を有していたことであり（家庭非訟事件手続法第一〇九条第一項第一号、第九八条第三項、第九九条）、したがって、たとえば、その地に子が常居所を有していたか、あるいは、その地で離婚がなされたことである。

b ヨーロッパ法

面会交流に関する裁判は、すでにブリュッセル（II a）規則第四〇条以下に従って法律上承認されることができたのみならず、裁判を下した外国の認証によって法律に基づいて執行が可能であった。さらに、執行は、その後に行われた裁判と矛盾抵触する場合にのみ、拒否することができた。実際の執行は、各国の国内法に従ってなされた。裁判

所または官署によって審査され認証された両親による合意についても、このことはすべて妥当した。ブリュッセル（II b）規則は基本的にこのことを維持している（参照、ブリュッセル（II b）規則第四二条以下⁽⁸¹⁾）。

しかし、面会交流の合意「に関する規律」について変更がなされていることは、述べておかなければならない。面会交流の合意が構成国において執行力のある公の証書またはその他の執行可能な当事者の合意に含まれている場合、裁判と同じ要件のもと⁽⁸²⁾で他のすべての構成国において承認され、執行が可能であった（ブリュッセル（II a）規則第四六条）。しかし、面会交流の裁判に関する特則は、この合意には適用されず（ブリュッセル（II a）規則第四一条）、執行宣言に必要な一般規定が適用された（ブリュッセル（II a）規則第二八条以下）。

現在、ブリュッセル（II b）規則は、公の証書および当事者の合意について本質的に包括的な規律を有している（ブリュッセル（II b）規則第六四条以下）。現在では、面会交流の合意についても、執行宣言は必要とされなくなった。すなわち、面会交流の合意が外国において公の証書または当事者の合意として作成され、その地の法によると執行が可能であり、また、当該外国が相応の認証を付与して

いるときは、その合意は他のすべての構成国において法律上承認され、また、法律上執行可能である（ブリュッセル（II b）規則第六五条第二項、第六六条⁽⁸³⁾）。

承認拒否事由は、独自に定められている（ブリュッセル（II b）規則第六八条第二項）。しかし、そこには、執行の根拠としての証書を発行した外国が管轄を有していないこととはあげられていない（ブリュッセル（II b）規則第六六条）。他方で、公の証書または当事者の合意の承認および執行は、外国が公の証書の作成または認証についてブリュッセル（II b）規則七条以下により管轄を有していることを前提としている（ブリュッセル（II b）規則第六四条および第六六条）。さらに、ブリュッセル（II b）規則第六九条は、裁判所の管轄を再審査することのみを禁止しているが、このことは裁判のみを対象としており、公の証書または当事者の合意に関する認証には妥当しない⁽⁸⁴⁾。したがって、公の証書の作成または認証について外国の管轄は、他の構成国で承認および執行するための要件であり、他の構成国はこの要件を審査することができ、また、審査しなければならぬ。

(1) 裁判所構成法第二三 a 条第一項第一号、第二三 b 条第

一項および家庭非訟事件手続法第一条、第一一條を参照のこと。

(2) Frank, FamRZ 2019, 1381 (1384 f.).

(3) Gesetz zur Reform des Verfahrens in Familiensachen und in Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit vom 17.12.2008, Bundesgesetzblatt I S. 2586.

(4) 概要は Giers, PPR 2008, 441 (441).

(5) Vgl. die Begründung zum FGG-Reformgesetz, BT-Drucks. 16/6308, S. 1 f. und Frank, FamRZ 2019, 1381 (1382).

(6) Heiderhoff, ZJP 2019, 5 (7 f.).

(7) Heiderhoff が ZJP においてなした評価では、わずかな言及しかない。Heiderhoff, ZJP 2019, 5 (39 f.).

(8) Heiderhoff, ZJP 2019, 5 (40 f.).

(9) Schlinder, FamRZ 2009, 1638 (1638); Cirulles, PPR 2012, 473 (473).

(10) C. Fischer, in: Münchener Kommentar zum FamFG, 3. Aufl. 2018, § 120 FamFG Rn. 3, 12.

(11) 仮の命令および中間裁判の執行については、紙幅の関係から、ここではこれ以上の言及をすることができない。

(12) たゞせば、Cirulles, PPR 2012, 473 (473) を参照のこと。最近では Grandel, in: Grandel/Stockmann, Familienrecht-Stichwortkommentar, 3. Aufl. 2021, Stichwort:

- Vollstreckung in Familiensachen, Rn. 1.
- (22) Heiderhoff, ZZP 2019, 5 (10); Frank, FamRZ 2019, 1381 (1382 ff.) や 雑 罪 の ハ ヲ。
- (23) C. Fischer, in: MünchKommFamFG (Fn. 10), § 120 FamFG Rn. 6; Jokisch, in: Johannsen/Henrich/Althammer, Familienrecht 7. Aufl. 2020, § 120 FamFG Rn. 15 ff. (Arten der Zwangsvollstreckung), Rn. 6, 21 f. (Rechtsbehele).
- (24) Lücke, Zivilprozessrecht II, 11. Aufl. 2021, § 2 Rn. 5.
- (25) Lücke (Fn. 15), § 1 Rn. 6.
- (26) Jokisch, in: Johannsen/Henrich/Althammer (Fn. 14), § 120 FamFG Rn. 27.
- (27) BT-Drucks. 16/6308, 412; Jokisch, in: Johannsen/Henrich/Althammer (Fn. 14), § 120 FamFG Rn. 31.
- (28) BGH FamRZ 2020, 1756 Rn. 13; Hammer, in: Prütting/Helms (Hrsg.), FamFG, Kommentar, 6. Aufl. 2023, § 86 FamFG Rn. 8.
- (29) 判 例 集 。
- (30) Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 86 FamFG Rn. 19.
- (31) OLG Hamm FamRZ 2011, 234; Giers, NZFam 2020, 4 (5).
- (32) BGH FamRZ 2012, 533; Giers, NZFam 2020, 4 (5); Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 89 FamFG Rn. 7 f.
- (33) Schlünder, FamRZ 2009, 1636 (1638).
- (34) 判 例 や 臨 議 の ハ ヲ 及 び 判 決 の 再 審 申 訴 手 続 。
- (35) Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 89 FamFG Rn. 26 und § 156 FamFG Rn. 46 ff. m.w.N. や 雑 罪 の ハ ヲ。
- (36) Schlünder, FamRZ 2009, 1636 (1639).
- (37) ハ ン ン ン ン ン ン 判 例 集 。
- (38) Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 86 FamFG Rn. 19.
- (39) 判 例 集 。
- (40) Giers, NZFam 2020, 4 (4); Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 86 FamFG Rn. 23.
- (41) Hammer, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 86 FamFG Rn. 25.
- (42) Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2024, Rn. 12.13 f., 14.1 ff., 14.20 ff.
- (43) BT-Drucks. 16/6308, S. 220.
- (44) Hau, in: Prütting/Helms (Fn. 19), § 109 FamFG Rn. 3.
- (45) ハ ン ン ン ン ン 判 例 集 。
- (46) Junker, Internationales Zivilverfahrensrecht, 6. Aufl. 2023, § 20 Rn. 1.

- (37) 外国扶養法 (AUG) 第六四条第一項第二文は、連邦司法省が正式に相互保証の存在を認めている国の扶養の定義をそのから除外している。
- (38) Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 108 FamFG Rn. 4
- (39) Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 109 FamFG Rn. 1 を参照のこと。
- (40) 下記の通り、Juncker (Fn. 36), § 26 Rn. 32 ff.
- (41) Gesetz zur Geltendmachung von Unterhaltsansprüchen im Verkehr mit ausländischen Staaten vom 23.5.2011, BGBl. I S. 898.
- (42) Gesetz über Wirkungen der Annahme als Kind nach ausländischem Recht vom 5.11.2001, BGB, I S. 2950.
- (43) 下記の通り、Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 108 FamFG Rn. 52.
- (44) BGH FamRZ 2019, 1345 (1348); Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 110 FamFG Rn. 16.
- (45) Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 110 FamFG Rn. 1.
- (46) 下記の通り。
- (47) BT-Drucks. 16/6308, 222.
- (48) 同様の通り、Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 110 FamFG Rn. 13.
- (49) 概観を示しているのは、Linke/Hau (Fn. 32), Rn. 12.13 ff. und 12.19 ff.
- (50) Vertrag über die Arbeitsweise der Europäischen Union, ABl. C 115 vom 9.5.2008, S. 47.
- (51) 下記の通り、よく知られたことについて妥当するが、しかし、他の構成国についても、強化された協力の形で EU 規則が制定された場合に、構成国がその規則に参加しない場合には、下記の通りが妥当する。参照：ヨーロッパ連合条約 (EUV) 第二〇条および EU 機能条約 (AEU V) 第三二六条以下。
- (52) Verordnung (EU) 2009/1111 vom 25.6.2019, ABl. L 178 vom 2.7.2019, S. 1.
- (53) Verordnung (EU) 2016/1103 vom 24.6.2016, ABl. L 183 vom 8.7.2016, S. 1.
- (54) Verordnung (EU) 2016/1104 vom 24.6.2016, ABl. L 183 vom 8.7.2016, S. 30.
- (55) Verordnung (EU) Nr. 606/2013 vom 12.6.2013, ABl. L 181 vom 29.6.2013, S. 4.
- (56) Verordnung (EU) Nr. 4/2009 vom 18.12.2008, ABl. L 7 vom 10.1.2009, S. 1.
- (57) 下記の通り、Nagel/Gottwald, Internationales Zivilprozessrecht, 8. Aufl. 2020, § 13; Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 107 FamFG Rn. 5 ff., § 108 FamFG

- Rn. 28 ff. ⁴⁰ 参照。
- (25) Convention No. 34 on jurisdiction, applicable law, recognition, enforcement and co-operation in respect of parental responsibility and measures for the protection of children of 19.10.1996 (www.hcch.net).
- (26) Convention No. 33 on Protection of Children and Co-operation in Respect of Inter-country Adoption of 29.5.1993 (www.hcch.net).
- (27) Convention No. 38 on the international recovery of child support and other forms of family maintenance of 23.11.2007 (www.hcch.net).
- (28) Convention No. 23 on the Recognition and Enforcement of Decisions Relating to Maintenance Obligations of 2.10.1973 (www.hcch.net).
- (29) Convention No. 9 concerning the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations towards children of 15.4.1958 (www.hcch.net).
- (30) Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 30.10.2007, ABl. L 339 vom 21.12.2007, S. 3.
- (31) 『ドイツの法律』 Nagel/Gottwald (Fn. 57), § 13, Hau, in Pritting/Helms (Fn.19), § 107 FamFG
- Rn. 17 ff., § 108 FamFG Rn. 28 ff.
- (32) Gesetz zur Aus- und Durchführung bestimmter Rechtsinstrumente auf dem Gebiet des internationalen Familienrechts vom 26.1.2005, BGB I S. 162.
- (33) 法律第26号。
- (34) 『承継、その他家族関係に関する法律』 大久保隆夫 Lipp, in Hilbig-Luugani/Jakob/Mäsch/Reuß/Schmid (Hrsg.), Festschrift Coester-Waltjen, 2015, S. 521 ff.
- (35) BGHZ 110, 267 (272); BGH NJW 2020, 3592 Rn. 23; Hau, in Pritting/Helms (Fn. 19), § 107 FamFG Rn. 26, 43.
- (36) 出願登録簿に於ける『BGH NJW 2019, 931 Rn. 15; BGH NJW 2020, 3592 Rn. 17; Hau, in Pritting/Helms (Fn. 19), § 107 FamFG Rn. 26, 43 その他参照する所』。
- (37) BGHZ 110, 267 (272); BGH NJW 2020, 3592 Rn. 23; Hau, in Pritting/Helms (Fn. 19), § 107 FamFG Rn. 26, 43.
- (38) KG FamRZ 2021, 302.
- (39) Nagel/Gottwald (Fn. 57), Rn. 13,37 ff.
- (40) Verordnung (EG) Nr. 2201/2003 vom 27.11.2003, ABl. L 338 vom 23.12.2003, S. 1.
- (41) EuGH vom 20.12.2017 (C 372/16 – Sahyouni), FamRZ 2018, 169 (171).

- (75) EuGH vom 15.11.2002 (原文トランプ) (C 646/20 - Senatsverwaltung für Inneres und Sport, Standesamtsaufsicht), NJW 2023, 143.
- (76) Erwägungsgrund Nr. 14 zur Brüssel IIb-VO.
- (77) 下記の点については、この文献を参照。Antomo, in Pfeiffer/Lobach/Rapp (Hrsg.), Europäisches Familien- und Erbrecht, 2020, S. 13 (27 ff.); Brosch, GPR 2020, 179 (180, 187 f.).
- (78) 下記の点については、上述を参照。
- (79) Hau, in Prütting/Helms (Fn. 19), § 108 FamFG, Rn. 4 ff., 53 f.
- (80) 詳細は、Thalmeier, Die grenzüberschreitende Durchsetzung elterlicher Entscheidungen, 2023, S. 195 ff.
- (81) Brosch, GPR 2020, 179 (185) を参照のよう。
- (82) Gottwald, in MünchKommFamFG (Fn. 10), Art. 46 Brüssel IIa-VO Rn. 10.
- (83) Heiderhoff, in Münchener Kommentar zum BGB, 9. Aufl. 2024, Art. 65 Brüssel IIb-VO Rn. 1 f.
- (84) Heiderhoff, in MünchKommBGB (Fn. 83), Art. 69 Brüssel IIb-VO Rn. 5.

【記者付記】

本稿は、二〇二四年一月五日（土）慶應義塾大学三田キャンパスで開催された、ゲッチンゲン大学フォルカー・リップ教授の講演原稿の翻訳である（原題は、Die Vollstreckung von Entscheidungen in Familiensachen in Deutschland – national und international）。本翻訳は、IPS 科研費 22H00797 の助成を受けた研究成果である。また、リップ教授の招聘に際しては、成年後見法学会、中央大学研究開発機構・新井誠教授ユニットからの支援を受けたものであり、特記して謝意を表す。翻訳に際しては、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律』（法曹会・二〇二四年）、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ民法典第四編（親族法）』（法曹会・二〇二三年）を参考にした。また、講演会当日は、三上威彦・慶應義塾大学名誉教授に通訳の労をお取りいただいた。